

フリースクールを利用している
児童生徒(小中学生)の保護者の皆さんへ

2・3学期まで
延長します

松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金

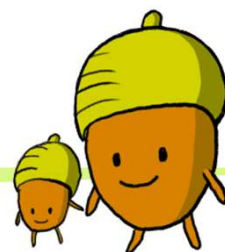
不登校傾向にある児童生徒(小学生・中学生)の通いの場や、多様な学習の機会を確保し、子どもたちの社会的自立を目指すため、物価高騰に対する子育て世帯への緊急的な対策として、**令和8年3月までの**フリースクール利用料金の一部を補助いたします。



市内在住または市内在学で不登校などによりフリースクール等を利用する小・中学生の保護者
次のすべてに当てはまる方を対象とします。

対象者

- ①市内在住の児童生徒または、市外在住で松戸市内の小中学校に在籍している児童生徒保護者
- ②在籍する学校に登校が困難で、1年以内におおよそ30日以上登校していない児童生徒保護者
- ③認定されたフリースクール(見込みも含む)を利用する児童生徒の保護者
- ④児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾すること
- ⑤市や県の相談機関と必要に応じ連携ができること
- ⑥その他対象経費の補助を別の団体から受けていないこと
- ⑦市税の滞納がないこと



補助金額

児童生徒1人につき、月額利用料金の3分の1(月額上限1万円)を補助します。

※利用料金は消費税および地方消費税をのぞく。

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

申請方法

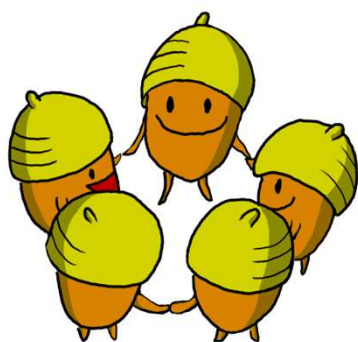
オンライン申請(松戸市オンライン申請システム)または郵送により申請

- ▶オンライン申請:フォームより必要事項をご入力いただき、ご申請ください。
 - ▶ 郵 送 :HPより様式をダウンロードのうえ、ご申請ください。
- 申請の流れや詳細については、チラシ裏面またはHPをご覧ください。

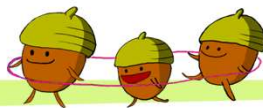
フリースクール等利用児童生徒支援補助金HP



◀ オンライン申請フォームへのアクセスや最新情報はこちらから。
リンク等を順次アップしています。



お問い合わせ 松戸市教育委員会 児童生徒課
電 話 : 047-366-7461
email : mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp



1. 補助申請

【申請方法】松戸市オンライン申請システムまたは
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

【申請期間】**2学期分 令和7年12月12日まで**
3学期分 令和8年 2月13日まで

※すでにフリースクールを利用している場合は早めの申請をお願いします。

【添付書類として必要なもの】

☐ 利用フリースクールとの契約等が分かる書類 等



▲松戸市オンライン
申請システム
(補助申請ページ)

事業者認定されていないフリースクールを利用の場合は、利用者認定までにお時間をいただいております。早めのご申請をお願いします。また、補助金申請した旨を、利用フリースクールにお伝えください。【最新の認定事業者一覧はHPをご確認ください。】

2. 利用者認定

【認定期間】令和7年度 課業期間(1・2・3学期分)
松戸市教育委員会より「認定通知書」が届きます。

※1学期に利用者認定済みの方は、2・3学期についても認定となり、
「1補助申請」「2利用者認定」の手続きの必要はございません。

認定された場合は、「実績報告書」等をご提出ください。

3. 実績報告書 提出

【提出期間】**2学期分 令和7年12月23日～1月30日**
3学期分 令和8年3月16日～3月31日

【提出方法】松戸市オンライン申請システムまたは
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

【添付書類として必要なもの】

- ☐ 利用料が分かる領収書または支払いが分かる書類(引き落とし履歴等)
- ☐ 利用フリースクールに作成を依頼するもの
 - ・「利用確認書兼対象経費報告書(第6号様式)」
 - ・「在籍校への報告書類(各月の出席記録等)」

松戸市教育委員会より「補助金交付決定通知書」が届きます。
届き次第、振込先等の必要事項をご申請ください。

4. 補助金額の 決定・支給

【振込先の申請】松戸市オンライン申請システム又は
郵送により申請(書式はHPよりダウンロード)

※申請者と口座名義が異なる場合は郵送のみの受付となります。

【添付書類として必要なもの】

- ☐ 補助金支給先の通帳の写し
- ☐ 委任状(申請者と口座名義が異なる場合のみ必要。)

【支給時期】手続きが完了し次第、お振込み予定。

※やむを得ない事情があり期日までに提出できない場合は、児童生徒課までご相談ください。